

## 民事実務基礎科目

### 【サンプル】

- 要件事実論
  - ・所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権
  - ・対抗要件具備による所有権喪失の抗弁
  - ・履行遅滞に基づく催告解除
- 文書の成立の真正
  - ・二段の推定（最判 S39.5.12・百 68）
- 弁護士倫理
  - ・非弁護士との提携の禁止（弁護士職務基本規程 11 条）
  - ・依頼者紹介の対価の支払の禁止（同 13 条 1 項）

### 【平成 23 年】

- 要件事実論
  - ・譲受債権請求訴訟
  - ・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権
  - ・消滅時効完成前の「催告」
  - ・消滅時効完成後の「権利の承認」
  - ・時効援用の意思表示の要否（学説対立として）
- 民法の知識
  - ・消滅時効完成前の「催告」
  - ・消滅時効完成後の「権利の承認」（最大判 S41.4.20・百 I 39）
- 文書の成立の真正
  - ・二段の推定（最判 S39.5.12・百 68）
- 弁護士倫理
  - ・相手方本人との直接交渉の禁止（弁護士職務基本規程 52 条）

### 【平成 24 年】

- 要件事実論
  - ・賃貸借契約に基づく目的物返還請求権
  - ・相殺の抗弁
  - ・留置権の抗弁
- 民法の知識
  - ・解除の意思表示の後になされた相殺の意思表示の効力（最判 S32.3.8）
- 文書の成立の真正
  - ・「本人…の署名」による文書の成立の真正
- 弁護士倫理
  - ・秘密保持義務（弁護士職務基本規程 23 条）
  - ・共同事務所における秘密保持義務（同 56 条）

### 【平成 25 年】

- 要件事実論
  - ・転借権に基づく占有権原の抗弁
  - ・無断転貸における信頼関係破壊の法理（非背信性の評価根拠事実と評価障害事実）

○民法の知識

- ・「債権及び債務が同一人に帰属した」場合における混同（民法 520 条）
- ・無断転貸における信頼関係破壊の法理（最判 S28.9.25）

○民事訴訟法の知識

- ・争点たる事実の存否を争うための立証手段（書証の申出、証人尋問の申出）

○弁護士倫理

- ・受任の際の説明義務（弁護士職務基本規程 29 条）
- ・不利益事項の説明義務（同 32 条）

【平成 26 年】

○要件事実論

- ・贈与契約に基づく所有権移転登記請求権
- ・所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権
- ・短期取得時効

○準備書面問題

- ・贈与契約締結の事実（間接証拠型）

○弁護士倫理

- ・依頼者の意思の尊重（弁護士職務基本規程 22 条）
- ・預かり金等の返還（同 45 条）

【平成 27 年】

○要件事実論

- ・売買契約に基づく所有権移転登記請求権
- ・売買契約に基づく土地引渡請求権
- ・有権代理
- ・履行遅滞に基づく催告解除
- ・否認と抗弁の区別

○文書の成立の真正

- ・処分証書の成立の真正についての自白の成否
- ・二段の推定（最判 S39.5.12・百 68）

○準備書面問題

- ・文書の成立の真正
- ・代理権授与の事実（間接証拠型）

○弁護士倫理

- ・事件処理の報告及び協議（弁護士職務基本規程 36 条）
- ・相手方本人との直接交渉の禁止（同 52 条）
- ・信義誠実（同 5 条）、名誉と信用（同 6 条）

【平成 28 年】

○要件事実論

- ・所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権（真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続請求）
- ・所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権
- ・対抗要件具備による所有権喪失の抗弁
- ・背信的悪意者排除の法理（最判 S43.8.2）

○民法の知識

- ・背信的悪意者排除の法理（最判 S43.8.2）

○準備書面問題

- ・背信性の評価根拠事実（間接証拠型）

○民事保全法

- ・不動産登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分（同法 23 条 1 項、53 条 1 項）
- ・不動産明渡請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分（同法 58 条 1 項、2 項）

【平成 29 年】

○要件事実論

- ・所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権
- ・即時取得
- ・動産物権変動における対抗要件具備による所有権喪失の抗弁、先立つ対抗要件具備の再抗弁

○民法の知識

- ・占有改定による即時取得の可否（最判 S35.2.11・百 I 64）

○文書の成立の真正

- ・「本人...の署名」による文書の成立の真正
- ・二段の推定（最判 S39.5.12・百 68）

○準備書面問題

- ・売買と代金支払（間接証拠型）

○民事保全法

- ・動産引渡請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分（同法 23 条 1 項、25 条の 2 第 1 項）

【平成 30 年】

○要件事実論

- ・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権
- ・履行遅滞に基づく損害賠償請求権（貸金返還債務の履行遅滞）
- ・弁済の抗弁
- ・相殺の抗弁

○民法の知識

- ・消滅時効が完成した債権を自働債権とする相殺（民法 508 条）

○準備書面問題

- ・弁済の事実（間接証拠型）

○民事保全法

- ・金銭債権の支払を保全するための債権の仮差押え（民事保全法 20 条 1 項）

【令和 1 年】

○要件事実論

- ・保証契約に基づく保証債務履行請求権
- ・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権
- ・履行遅滞に基づく損害賠償請求権（貸金返還債務の履行遅滞）
- ・譲渡制限特約に基づく履行拒絶の抗弁
- ・代物弁済の抗弁（債務消滅原因として）

○民法の知識

- ・債権譲渡における保証人に固有の対抗要件の抗弁の可否

○準備書面問題

- ・保証契約締結の事実（直接証拠型〔処分証書〕＆間接証拠型）

○民事執行法

- ・確定判決を債務名義とする不動産執行の申立てをするための手続（執行文の付与の手続〔同法 26 条 1 項〕）

【令和 2 年】

○要件事実論

- ・所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記請求権
- ・登記保持権原の抗弁
- ・民法 94 条 2 項類推適用（抵当権の取得原因として）
- ・消滅時効完成前の「権利の承認」による時効の更新
- ・消滅時効完成後の「権利の承認」による時効の利益の放棄又は時効援用権の喪失（最大判 S41.4.20・百 139）

○民法の知識

- ・物上保証人が債務者による消滅時効完成前の承認により被担保債権について生じた消滅時効の更新の効力を否定すること  
の可否（最判 H7.3.10）
- ・物上保証人が債務者が消滅時効完成後の承認により時効の利益を放棄し又は信義則上時効援用権を喪失した後に消滅時効  
を援用することの可否

○準備書面問題

- ・売買契約締結の事実（間接証拠型）

○民事執行法

- ・不動産登記の抹消登記手続を求める訴えにおいて仮執行宣言が認められない理由

【令和 3 年】

○要件事実論

- ・賃貸借契約に基づく賃料支払請求権
- ・一部請求における弁済の抗弁（外側説）
- ・代物弁済による債権譲渡を理由とする債権喪失の抗弁

○民法の知識

- ・賃貸借契約の終了前における敷金返還請求権（民法 622 条の 2）を自働債権とする相殺の可否（最判 H11.1.21・百 27 参照）

○民事訴訟法の知識

- ・一部請求における弁済の抗弁（外側説 - 最判 H6.11.22・百 108）

○準備書面問題

- ・賃貸借契約締結の事実（直接証拠型〔処分証書〕＆間接証拠型）

○民事保全法

- ・金銭債権を回収する手段としての仮差押えと債権者代位権の行使との比較

【令和 4 年】

○要件事実論

- ・請負契約に基づく報酬支払請求権
- ・履行遅滞に基づく損害賠償請求権（報酬支払債務の履行遅滞）

- ・一部請求における債務消滅事由（外側説 - 最判 H6.11.22・百 108）

○民法の知識

- ・請負契約の注文者による仕事の目的物の契約不適合を理由とする損害賠償請求権を自働債権とする報酬支払請求権との相殺の可否（最判 S51.3.4）

○民事訴訟法の知識

- ・一部請求における債務消滅事由（外側説 - 最判 H6.11.22・百 108）
- ・反訴請求債権を本訴において相殺の抗弁に供することの可否（H18.4.14）
- ・請求異議の訴えにおいて異議事由として前訴の事実審口頭弁論終結前から相殺適状にあった相殺権を主張することの可否（最判 S40.4.2）

○準備書面問題

- ・請負契約締結の事実（直接証拠型〔原告の供述の信用性〕）

【令和 5 年】

○要件事実論

- ・保証契約に基づく保証債務履行請求権（連帯保証）
- ・売買契約に基づく代金支払請求権につき分割払いの合意がある場合における期限の利益喪失事由
- ・主たる債務者の錯誤に基づく取消権を理由とする保証人の履行拒絶の抗弁（民法 457 条 3 項）
- ・法定追認の再抗弁（民法 125 条 1 号）

○文書の成立の真正

- ・二段の推定（最判 S39.5.12・百 68）

○準備書面問題

- ・保証契約締結の事実（直接証拠型〔保証契約書〕）
- ・二段の推定に対する反証

○民事保全法

- ・仮差押命令の申立てに当たり疎明すべき「保全の必要性」（同法 13 条 1 項・2 項、20 条 1 項）

【令和 6 年】

○要件事実論

- ・土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求
- ・転借権に基づく占有権原の抗弁
- ・無断転貸における賃貸人の承諾の意思表示に代わる「背信行為と認めるに足りない特段の事情
- ・賃料不払いを理由とする賃貸借契約の催告解除
- ・相殺の抗弁（売買型）
- ・和解の権利変動効による債務消滅

○民法の知識

- ・和解の権利変動効（民法 696 条）

○文書の成立の真正

- ・「本人…の署名」による文書の成立の真正

○民事保全法

- ・不動産明渡請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分（同法 58 条 1 項、2 項）